È)					
流通業務施設 <sup>注1</sup>					
約47.4ha					
6 / 1 0 注 2					
3 0 / 1 0					
A街区40m以下 B街区60m以下					
道路境界線より5m (門又は塀等は除く)					
注1:流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項第1号から第6号までに掲げる施設をいう。					
の耐火建					
築物等(自転車の停留又は駐車のための施設にあっては、同号イの耐火建築物等又は口の準耐火建築物等)又は第2号のい					
ずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。					

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設の位置、建築物の高さの制限及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由: 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務 団地の都市計画を変更する。

## 変更概要

名称		項目	変更前				変更後
	1	位置	江戸川区臨海町三丁目	及び臨海町	丁四丁目各地内		江戸川区臨海町二丁目、臨海町三丁目及び臨海町四
東部流通業務団地							丁目各地内
	2	流通業務施	トラックターミナル	面積	約 18.5	h a	流通業務施設 面積 約 47.4ha
		設の規模	卸売市場	面積	約 7.5	h a	
			倉庫業及び卸売業①	面積	約 5.8	h a	
			倉庫業及び卸売業②	面積	約 12.3	h a	
			道路貨物運送業	面積	約 3.3	h a	
	3	建築物の建	6 / 1 0				6 / 1 0
		築面積の敷					ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割
		地面積に対					合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)
		する割合					第53条第3項第1号イの耐火建築物等(自転車
							の停留又は駐車のための施設にあっては、同号イ
							の耐火建築物等又は口の準耐火建築物等)又は第
							2号のいずれかに該当する建築物にあっては10
							分の1を加えた数値とする。